

議案第79号

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部
を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例（昭和31年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の305」を「100分の310」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 この条例による改正前の清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定による期末手当の内払とみなす。